令和７年度

今治市防火･防災管理者連絡協議会

総　　会

日時　　令和７年６月３日（火）　10時～

場所　　テクスポート今治　１階大ホール

今治市防火・防災管理者連絡協議会 総会

令和７年６月３日（火）10 時～
テクスポート今治　１階大ホール

会　　次　　第

１　開　　会

２　開 会 挨 拶　　西本　信保 会長

３　顧 問 挨 拶　　松木　洋明 消防長

４　役 員 紹 介

５　優良事業所表彰

６　議 案 審 議

（１）第１号議案　令和６年度事業報告

（２）第２号議案　令和６年度決算報告

（３）第３号議案　役員改選について

（４）第４号議案　令和７年度事業計画（案）

（５）第５号議案　令和７年度予算（案）

７　閉　　会

第1号議案

令 和 6 年 度　事 業 報 告

1　会議の開催

（1） 理事会（令和６年４月 15 日　今治市消防本部　４階大会議室）

ア　令和５年度事業報告並びに収入支出決算報告について

イ　令和６年度事業計画（案）並びに予算（案）について

ウ　令和６年度優良事業所表彰について

（2） 総　会（令和６年５月 16 日　テクスポート今治　１階大ホール）

ア　令和５年度事業報告並びに収入支出決算報告について

イ　令和６年度事業計画（案）並びに予算（案）について

ウ　令和６年度優良事業所表彰

（ア） 潮冷熱株式会社　大西事業所

（イ） 民宿　うずしお

（3） 第一回　防火・防災研修

「命を守る避難行動」予防課　鈴木 洋貴

2　冊子等の配布

（1）会員名簿・会則等（ホームページに掲載）

（2）防火・防災通信 第 20 号（ホームページに掲載）

3　火災予防広報・防災減災活動

（1） 防火ポスター、防火ビラの作成・配布

秋季全国火災予防運動にあわせて、防火ポスター及び防火ビラを作成して会員事業所へ配布を行い、防火意識の高揚を図った。

（2） 火災予防広報文書の作成・配布

秋、春の全国火災予防運動期間前に、今治市消防本部で作成する火災予防広報文書を会員事業所へ配布を行い、火災予防の啓蒙に努めた。

（3） 火災予防・防災減災広報

ア　訓練講評、防火・防災通信などを中心にホームページ内容を更新した。

イ　市内３教習所の協力のもと、教習車両に火災予防運動のマグネットを貼付して周知を図った。

ウ　市内部品販売店の協力のもと、レジかご内に火災予防広報シートを入れて火災予防の啓蒙を行った。

（４） 出前講座（消防訓練講評）

会員事業所からの依頼により、19 事業所で実施した。

４　視察研修（隔年実施）

（１）日　時　令和６年 11 月６日(水)　８：30～15：30

（２）場　所　新居浜市防災センター（新居浜市一宮町一丁目５番１号）

（３）参加者　16 名

５　その他

今治市女性防火クラブ連絡協議会の活動（別紙参照）に対して助成金の交付を行った。

別紙1

令和6年度 今治市女性防火クラブ連絡協議会 活動報告

	事　業　内　容	備　考
5月	愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会理事会・愛媛県消防大会 （場所：愛媛県県民文化会館）	会長・副会長 事務局
6月	今治市女性防火クラブ連絡協議会役員会及び研修会 （場所：今治市消防本部4階大会議室）	役員・事務局
10月	FC今治ホーム戦にて火災予防の啓発活動を実施 （場所：アシックス里山スタジアム）	大西地区
11月	秋季全国火災予防運動に伴い住宅用火災警報器の啓発活動を実施	各地区・校区
11月	市民とふれあい消防フェスタにて火災予防の啓発活動を実施 （場所：イオンモール今治新都市）	役員・事務局
1月	愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会研修会 （場所：愛媛県県民文化会館）	会長・副会長 事務局
2月	FC今治ホーム戦にて火災予防の啓発活動を実施 （場所：アシックス里山スタジアム）	今治地区
3月	春季全国火災予防運動に伴い住宅用火災警報器の啓発活動を実施	各地区・校区
	今治市出初式 （表彰伝達式） （場所：今治市大新田公園）	役員・事務局 富田地区
通年	住宅用火災警報器取り付け支援希望者の紹介	各会員

令和6年度 今治市女性防火クラブ連絡協議会 活動報告写真

愛媛県消防大会
（5月22日）

役員会
（6月21日）

FC今治ホーム戦　広報活動
（10月12日　YSCC横浜戦）

FC今治ホーム戦　広報活動
（2月16日　秋田戦）

市民とふれあい消防フェスタ
（11月23日）

愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会研修会
（1月31日）

令　和　６　年　度　決　算

収入の部

（単位：円）

科　目	予算額	収入済額	比　較	摘　要
繰越金	2,093,063	2,093,063	0	前年度からの繰越金
会費収入	1,132,000	1,131,000	△ 1,000	会費：@2,000×565事業所 1事業所が3,000円の入金あり
負担金	80,000	16,000	△ 64,000	参加費：@1,000×16人
雑収入	20	70,684	70,664	預金利息 ゆうちょ口座解約金
計	3,305,083	3,310,747	5,664	

支出の部

（単位：円）

科　目	予算額	支出済額	比　較	摘　要
総務費	200,000	72,378	127,622	封筒、表彰関係、郵送費等
会議費	950,000	250,085	699,915	
総会費	850,000	231,009	618,991	郵送費、印刷費、食糧費、 会場使用費　他
理事会費	100,000	19,076	80,924	郵送費、食糧費　他
事業費	1,100,000	791,918	308,082	
視察研修費	300,000	174,634	125,366	新居浜市防災センター
防火研修費	200,000	0	200,000	テキスト等資料、外部講師依頼料、 飲料費　他
ホームページ維持費	200,000	197,770	2,230	ホームページ運用費
助成金	50,000	50,000	0	活動助成金 （今治市女性防火クラブ）
予防広報費	350,000	368,514	△ 18,514	防火ポスター・ビラ作成・郵送費
予備費	1,055,083	5,000	1,050,083	二重払い払戻し(2件分) 過入金1000円払戻し
計	3,305,083	1,119,381	2,185,702	

収入額	¥3,310,747
支出額	¥1,119,381
収入支出差引額	¥2,191,366

（次年度に持ち越し）

監　査　報　告

令和６年度
今治市防火・防災管理者連絡協議会
収入支出決算

総収入決算額	3,310,747	円
支出決算額	1,119,381	円
差引金額 （次年度繰越金）	2,191,366	円

今治市防火・防災管理者連絡協議会会則第7条第4号の規定により、令和6年度収入支出について諸帳簿等全般にわたり監査した結果、経理事務は正確であることを確認した。

令和 7 年 4 月 4 日　監　事　山本 浩二　印

令和 7 年 4 月 4 日　監　事　越智 泉　印

今治市防火・防災管理者連絡協議会役員名簿（案）

令和7年度

役　職	事　業　所　名	氏　　名	備　考
会　　長	社会福祉法人恩賜財団　済生会今治病院	二宮（ニノミヤ）　俊男（トシオ）	新 任
副 会 長	医療法人平成会　山内病院	河上（カワカミ）　清二（キヨジ）	再 任
〃	四国通建株式会社	桑名（クワナ）　洋輔（ヨウスケ）	再 任
〃	東芝ライテック株式会社　今治事業所	中村（ナカムラ）　幸男（ユキオ）	新 任
理　　事	大山祇神社	三島（ミシマ）　安詔（ヤスノリ）	再 任
〃	介護老人保健施設　あすなろ	赤瀬（アカセ）　貴（タカシ）	再 任
〃	特別養護老人ホーム　多々羅の里	渡辺（ワタナベ）　司（ツカサ）	再 任
〃	特別養護老人ホーム　瑞鶴荘	渡部（ワタナベ）　賢之（タカユキ）	再 任
〃	今治造船株式会社	池田（イケダ）　拓也（タクヤ）	再 任
〃	村上海賊ミュージアム	小野（オノ）　倫良（トモヨシ）	交 代
〃	BEMAC株式会社　（みらい工場）	宮田（ミヤタ）　知宜（ヨモヨシ）	再 任
〃	日本食研ホールディングス株式会社	鈴木（スズキ）　美明（ヨシアキ）	再 任
〃	越智今治農業協同組合　本店	森川（モリカワ）　慶一（ケイイチ）	再 任
〃	今治明徳短期大学	丹下（タンゲ）　義人（ヨシト）	再 任
〃	タオル美術館	矢野（ヤノ）　慎太郎（シンタロウ）	再 任
〃	太陽石油株式会社　四国事業所	南舘（ミナミダテ）　亮太（リョウタ）	再 任
〃	株式会社新来島どっく	松下（マツシタ）　隆（タカシ）	再 任
〃	四国ガス株式会社	井上（イノウエ）　雅仁（マサヒト）	再 任
〃	四国電力送配電株式会社　松山支社　今治事業所	長尾（ナガオ）　和彦（カズヒコ）	再 任
〃	株式会社フジ　フジグラン今治	高橋（タカハシ）　慶浩（ヤスヒロ）	交 代
〃	来島海峡サービス施設	野元（ノモト）　憲仁（ノリヒト）	再 任
〃	潮冷熱株式会社　大西事業所	筒井（ツツイ）　貴大（タカヒロ）	新 任
〃	波止浜興産株式会社	中村（ナカムラ）　拓（タク）	交 代
監　　事	株式会社今治国際ホテル	越智（オチ）　崇（タカシ）	再 任
〃	今治市役所（総務調整課）	山本（ヤマモト）　浩二（コウジ）	再 任
顧　　問	今治市長	徳永（トクナガ）　繁樹（シゲキ）	再 任
〃	今治市消防長	松木（マツギ）　洋明（ヒロアキ）	交 代

【退任者】

（会　長）西本　信保

（理　事）村上　真清夫

第4号議案

令和７年度　事業計画（案）

１　会議の開催

（１） 理事会

ア　日　時　　令和７年４月 28 日（月）　11 時 00 分～

イ　場　所　　今治市消防本部　４階大会議室

（２） 総　会

ア　日　時　　令和７年６月３日（火）　10 時 00 分～

イ　場　所　　テクスポート今治　１階大ホール

２　研修会の開催

（１）防火・防災研修　　総会終了後に実施

（２）視察研修　　隔年実施のため今年度は実施なし

３　ホームページ内容の更新時期

（１）防火・防災情報の更新	随時
（２）令和７年度　優良事業所表彰	令和７年６月頃
（３）会報「防火・防災通信　第 21 号」発行	令和８年１月頃
（４）会員名簿の更新	令和８年２月頃

※ 以上の内容以外で更新の必要がある場合は随時行う。

４　火災予防広報活動

（１） 防火ポスター、防火ビラによる広報活動

秋季全国火災予防運動にあわせて、防火ポスター及び防火ビラを作成して会員事業所へ配布を行い、防火意識の高揚を図る。

（２） 火災予防広報文書による広報活動

秋季、春季の全国火災予防運動期間前に、今治市消防本部で作成する火災予防広報文書を会員事業所へ配布を行い、火災予防の啓蒙に努める。

（３） 出前講座（消防訓練講評）

会員事業所からの依頼により、訓練講評を行うとともに消防訓練の質向上に向けた助言を行う。

（４）消防本部と広報活動の協力

秋季、春季の全国火災予防運動期間中または前後等において、消防本部予防課が依頼する火災予防広報活動に協力を行う。

ア　（例）教習車両に全国火災予防運動のマグネットを貼付して周知を図る。

イ　（例）物品販売店のレジかご内に火災予防広報シートを入れて火災予防の啓蒙を行う。

5　その他

今治市女性防火クラブ連絡協議会の活動（別紙参照）に対して助成金の交付を行う。

令 和 7 年 度 予 算 (案)

収入の部

（単位 ： 円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比　　較	摘　　要
繰　越　金	2,191,366	2,093,063	98,303	前年度からの繰越金
会　費　収　入	1,130,000	1,132,000	△ 2,000	会費：@2,000×565事業所
負　担　金	0	80,000	△ 80,000	視察研修年でないため
雑　収　入	1,600	20	1,580	預金利息
計	3,322,966	3,305,083	17,883	

支出の部

（単位 ： 円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比　　較	摘　　要
総　務　費	200,000	200,000	0	封筒、表彰関係、郵送費等
会　議　費	950,000	950,000	0	
総　会　費	850,000	850,000	0	郵送費、印刷費、食糧費、 会場使用費、総会配布物品 他
理 事 会 費	100,000	100,000	0	郵送費、食糧費　他
事　業　費	850,000	1,100,000	△ 250,000	
視 察 研 修 費	0	300,000	△ 300,000	視察研修年でないため
防 火 研 修 費	200,000	200,000	0	テキスト等資料、外部講師依頼料、 飲料費　他
ホームページ 維　持　費	200,000	200,000	0	ホームページ運用費
助　成　金	50,000	50,000	0	活動助成金 （今治市女性防火クラブ）
予 防 広 報 費	400,000	350,000	50,000	防火ポスター・ビラ作成・郵送費
予　備　費	1,322,966	1,055,083	267,883	
計	3,322,966	3,305,083	17,883	

今治市防火・防災管理者連絡協議会会則

（名　　称）

第 1 条　本会は、今治市防火・防災管理者連絡協議会という。

（目　　的）

第 2 条　本会は、防火・防災管理の向上及びこれに起因する災害予防に努めるとともに会員相互の融和と親睦を諮り、もって各事業の健全なる発展と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（組　　織）

第 3 条　本会は、今治市に所在する消防法第８条・第３６条に基づき防火・防災管理者を定める義務のある事業所及びその防火・防災管理者並びに本会の趣旨に賛同した事業所若しくは者をもって組織する。

（事　　業）

第 4 条　本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　防火・防災管理及び関係法令等の周知徹底に関すること。

(2)　災害予防・対策の普及啓発に関すること。

(3)　防火・防災管理のための教養資料の収集配布に関すること。

(4)　防火・防災管理者・事業所等の表彰に関すること。

(5)　防火・防災管理者の講習会・講演会の開催に関すること。

(6)　モデル施設の視察に関すること。

(7)　その他本会の目的達成について必要なこと。

（役　　員）

第 5 条　本会に次の役員を置く。

会　　長	1　名
副 会 長	3　名
理　　事	若干名
監　　事	2　名

（選　　出）

第 6 条　会長及び副会長は、理事の互選による。

２　監事は、理事を兼ねることはできない。

（役員の任務）

第 7 条　役員の任務は、次による。

(1)　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がそ

の職務を代行する。

(3)　理事は、理事会に出席し、本会運営に必要な事項を審議議決する。

(4)　監事は、会計事務を監査し、必要と認めるときは理事会に出席し、意見を述べることができる。

（顧　　問）

第 8 条　本会に顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会に諮り、会長が委嘱する。

3　顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

（役員の任期）

第 9 条　本会の役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

2　役員が任期途中において交代した場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事 務 局）

第 10　条　この会の事務局を今治市消防本部に置く。

2　事務局の局長及び書記は、会長が委嘱する。

3　局長は会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

4　書記は局長の指揮を受け、事務局の事務に従事する。

（会　　議）

第 11　条　本会の会議は、総会及び理事会とする。

（総　　会）

第 12　条　総会は、毎年１回これを招集するものとする。ただし、やむを得ない事情が生じ総会を開くいとまがないときは、理事会をもって総会に代えることができる。

2　前項の結果は次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

3　総会においては次の事項を議決する。

(1)　理事及び監事の選出に関すること。

(2)　予算及び決算に関すること。

(3)　事業計画及び事業経過の承認に関すること。

(4)　会則の改廃に関すること。

(5)　その他必要な事項。

（理 事 会）

第 13　条　理事会は必要に応じこれを招集し、次の事項を議決する。

(1)　総会に提出すべき議案

(2)　事業計画の実施運営

(3)　会長において必要と認めた事項

（会議の招集等）

第 14　条　総会及び理事会は、会長がこれを招集し、議長は会長がこれにあたる。
２　議事は、出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（会　　計）
第 15　条　本会の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。
２　前項の会費は、会員１名につき年額２,０００円とする。
３　会費の納入は、６月末までに納入するものとする。
４　年次途中における加入会員に対する会費の徴収は同額とし、その都度徴収する。

第 16　条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（施行手続）
第 17　条　本会則施行に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別にこれを定める。

附　　則

この会則は、平成１７年１月１６日から施行する。
この会則は、平成２０年５月２２日から施行する。
この会則は、平成３１年４月１日から施行する。
この会則は、令和４年６月１４日から施行する。

今治市防火・防災管理者連絡協議会の表彰に関する内規

（趣　旨）

第１条　この規定は、今治市防火・防災管理者連絡協議会（以下本会という）の表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第２条　会長は、会員又は会員の従事する事業所で、次の各号に掲げるものを理事会に諮り、適当と認めるものを表彰する。

（１）日常の防火・防災管理活動等が他の模範であると認められるもの。

（２）本会の運営に功績が顕著であると認められるもの。

２　前項のほか会長が特に必要と認めたもの。

（表彰方法）

第３条　表彰は、表彰状又は感謝状を贈るものとし、これに記念品を添えることができる。

（表彰の時期）

第４条　表彰は、総会において行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

（委任）

第５条　この内規の施行について必要な事項は、理事会で定める。

附　則

この規定は、平成１７年４月１日から施行する。

この規定は、平成３１年４月１日から施行する。

今治市防火・防災管理者連絡協議会の表彰に関する内規の運用基準

今治市防火・防災管理者連絡協議会表彰内規第４条の規定に基づき次のとおり運用基準を定める。

１　第２条に関する事項

（１）会員又は会員の従事する事業所において、日常の防火・防災管理活動が他の模範であると認められる場合。

（２）本会の役員であって、本会の発展及び育成に特に顕著な功労のあった場合。

（３）前項のほか、会長が特に必要と認めた場合。

２　表彰具申の方法

（１）役員から、具申書により行う。

（２）役員は、第２条に該当する場合で、表彰を行うことが必要と認めたときは、事務局に具申書を提出する。

（３）具申書の様式は別紙のとおりとする。

年　　月　　日

今治市防火・防災管理者連絡協議会会長 様

事業所名
氏　　名

表　彰　具　申　書

今治市防火・防災管理者連絡協議会表彰内規に規定する表彰（該当者・事業所）として次のとおり具申いたします。

記

事　業　所　名	
氏　　名	
表　彰　の　時　期	
（表彰の理由）	